

# 株式会社住宅あんしん保証 適合証明業務約款

## 第1条 (契約の締結)

申請者（以下「甲」という。）及び株式会社住宅あんしん保証（以下「乙」という。）は、独立行政法人住宅金融支援機構及びこれに基づく命令等を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。）及び「株式会社住宅あんしん保証 適合証明業務規程」に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を締結する。

## 第2条 (責務)

- 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に記載された業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
  - 甲は、別に定める「株式会社住宅あんしん保証 適合証明業務料金規程」（以下「料金規程」という。）に基づき算定され、引受承諾書に記載された料金を第5条に規定する日までに支払わなければならない。
  - 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
  - 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

## 第3条 (業務期日)

- 乙の業務期日は、次の各号に定める期日とする。
- 設計検査業務 引受日の14営業日後、又は指摘事項の是正確認が完了した日の7営業日後のいずれか遅い日。
  - 中間現場検査業務 中間現場検査実施日、又は指摘事項の是正確認が完了した日のいずれか遅い日の7営業日後。
  - 竣工現場検査・適合証明業務 竣工現場検査実施日、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを乙が受領した日、若しくは指摘事項の是正確認が完了した日のいずれか遅い日の7営業日後。
  - 中古住宅適合証明業務 引受承諾書に定める日、現地調査実施日の7営業日後、又は指摘事項の是正確認が完了した日の7営業日後のいずれか遅い日。

## 第4条 (期日の変更)

- 乙は、乙の責に帰すことができない事由により前条の業務期日までに完了することができない場合には、甲に対し、その理由を明示のうえ、期日の変更を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して決める。
- 竣工現場検査・適合証明業務の申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号の規定による承認を受けた住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを、甲が乙に提出しないときは、乙は業務期日を延期することができる。

## 第5条 (料金の支払期日)

- 料金の支払期日は、引受日から10日後、又は現場検査を実施する日の3営業日前までのいずれか早い日とする。
- 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができるものとする。
  - 甲が、支払期日までに料金を支払わない場合は、乙は適合証明書を交付しない。この場合において、乙が当該適合証明書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

## 第6条 (料金の支払方法)

- 甲は、料金規程に定める料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができるものとする。

## 第7条 (検査通知書等交付前の計画変更等)

- 甲は、設計検査、中間現場検査、竣工現場検査・適合証明、及び中古住宅物件調査・適合証明（以下「検査等」という。）の通知書等の交付前に甲の都合により対象建築物等の計画又は住宅の種類を変更する場合は、速やかに乙に通知するとともに変更に係るものを、乙に提出しなければならない。
- 前項の計画変更が、大きな変更等である場合にあっては、甲は、検査等の申請を取下げ、別件として再度申請を行わなければならない。
  - 前項の申請の取下げがなされた場合において、元の検査等に係る契約は次条第2項の解除があったものとする。
  - 甲より検査の通知書等の交付前に、中古住宅物件調査・適合証明を行う住宅の種類を変更したい旨の申し出があった場合は、必要に応じて、乙は再調査を行う。また、補修等の後に再調査を受けたい旨の申し出があった場合は、乙は再調査を行う。

## 第8条 (甲の解除権)

- 甲は次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知することによりこの契約を解除することができる。
- 乙が、正当な理由なく引受承諾書に記載された業務を業務期日までに完了せず、又は完了の見込みがないとき
  - 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当の期間を定めて催告してもなお是正されないとき
  - 前項に規定する場合のほか、甲は乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取下げの旨を通知してこの契約を解除することができる。
  - 第1項の契約解除の場合、甲は料金の返還を乙に請求することができる。また甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
  - 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。
  - 第2項の契約解除の場合、乙は料金を甲に返還しない。
  - 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

## 第9条 (乙の解除権)

- 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- 甲が、正当な理由なく支払期日までに料金を支払わない場合
  - 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当の期間を定めて催告してもなお是正がされないとき
  - 前項の契約解除の場合、乙は甲に料金を返還しない。また乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
  - 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

## 第10条 (乙の免責)

- 乙は、次の各号に掲げる事項について保証するものではない。
- この契約が、検査等の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合すること。
  - この契約が、検査等の対象となる住宅に瑕疵がないこと。
  - 乙は、甲が提出した検査等関係図書に虚偽があることその他の事由により、適切な検査等を行うことができなかつた場合に、検査等の結果について一切の責任を負わない。

## 第11条 (個人情報の保護)

乙は、原則として、次に示す場合を除くほか、甲の同意を得ることなく、業務に関して知り得た個人情報（以下、「個人情報」という。）を第三者に開示・提供してならない。ただし、乙は、次のとおり、特に必要とされる場合には、必要な範囲内に限り個人情報を書面・電子データ等で以下の第三者へ提供することができる。なお、甲の請求があった場合は、個人情報の第三者への提供は速やかに停止するものとする。

### (1) 第三者への提供条件

- 人の生命・身体又は財産の保護のために必要な場合であって、緊急を要する等、本人の同意を得ることが困難である場合。
- 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- 監督機関による自主監督時に開示を求められた場合。
- 事業の承継に伴って個人情報を提供する場合。
- 業務の遂行に必要であると合理的に認められる範囲内において、独立行政法人住宅金融支援機構、業務委託先（検査機関、取次店等）、保険引受先（損害保険会社等）等に提供する場合。
- その他法令等に基づき第三者に対する開示又は提供が認められる場合。

### (2) 提供される個人情報の項目

物件概要（建築主、建物名称、住所、建物用途等）、商号又は名称、住所、氏名、電話番号等

## 第12条 (秘密の保持)

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た個人情報等について漏えい、滅失及び毀損を防止するとともに、当該業務その他機密業務以外の目的での複製、利用等をしてはならない。また、乙は当該業務に関して知り得た個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずる。

## 第13条 (別途協議)

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義が生じた事項については、甲乙とも信義誠実の原則により協議のうえ定めるものとする。

## (附則)

第1条 この適合証明業務約款は平成25年8月1日から適用する。

第2条 この適合証明業務約款を平成25年10月31日から改定し、適用する。

第3条 この適合証明業務約款を平成30年4月1日から改定し、適用する。